

様式 1

事業報告書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 安部歯科医院
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県平戸市田平町山内免日の浦 306 番地の 1
- (3) 設立認可年月日 平成 3年 3月 27日
- (4) 設立登記年月日 平成 3年 4月 1日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 安部 科医院	長崎県平戸市田平町山内 免日の浦 306 番地 1	

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和 3年 5月 26日 平成 2 年度決算の決定
 令和 4年 3月 26日 令和 4 年度事業計画及び収支予算の決定

- (3) その他

特になし。

法人名 医療法人 安部歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県平戸市田平町山内免日の浦306番地の1

貸 借 対 照 表
(令和 4年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	22,104	I 流動負債	20,551
II 固定資産	82,069	II 固定負債	20,022
1 有形固定資産	69,018	負債合計	40,573
2 無形固定資産	2,457	純資産の部	
3 その他の資産	10,594	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	53,600
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	63,600
資産合計	104,173	負債・純資産合計	104,173

法人名 医療法人 安部歯科医院
 所在地 長崎県平戸市田平町山内免日の浦306番地の1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	84,907
2 事業費用	87,126
本来業務事業損失	2,219
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	2,219
II 事業外収益	2,740
III 事業外費用	385
経常利益	136
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	136
法人税等	71
当期純利益	65

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式2

9.11

法人名 医療法人 安部歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県平戸市田平町山内免日の浦306番地の1

財 産 目 録

(令和 4年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	104,173 千円
2. 負 債 額	40,573 千円
3. 純 資 産 額	63,600 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	22,104
B 固 定 資 産	82,069
C 資 産 合 計 (A+B)	104,173
D 負 債 合 計	40,573
E 純 資 産 (C-D)	63,600

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 安部歯科医院
理事長 安部 重幸 殿

私は、医療法人 安部歯科医院の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 5月 27 日

医療法人 安部歯科医院

監事 安部 重人